

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会・競技団体支援事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、障害者スポーツ競技団体が助成申請した主催事業等に対し、予算の範囲内において、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が競技団体支援事業として助成することを目的とする。

2. 対象団体

この事業の対象となる団体は、協会に競技団体登録をしている団体とする。

3. 対象事業

この助成の対象となる事業は、原則として当該年度における4月1日から翌年2月末日までの**上記対象団体が主催、又は、主管する次の事業**とする。また、協会との共催、又は協会が後援する事業の場合は、それを明記する。

※事業数に限りはなく、対象事業として認められるものであれば複数の事業を行うことができる。

- (1) 競技会
- (2) 講習会・練習会等
- (3) その他特に認める事業

4. 団体への助成決定

この事業の助成を受ける団体及び金額については、協会が審査し、決定する。

5. 対象経費

この事業の助成金は、下記の表に定める経費を対象とする。

科目	説明	使用例
賃借料	会場使用料、付帯設備等の使用料	会場使用料、荷物運搬用レンタカー等の借用等
謝金	原則団体の判断によるものとするが内部組織への流用は認めないこととする。	
旅費	・申請事業に携わるスタッフの打合せ会、準備及び当日における会場までの交通費（必要と認められる場合のみ宿泊費） ※実費のみとする（ICカードと切符とで所要運賃が異なる場合はいずれか低廉な利用方法による金額とする）。 ※往復5,000円を超える場合は、領収証や乗車証明等、金額の確認出来るものを添付する。	
消耗品費	・食費については、1人1食@1,000円までとする。	表彰品（メダル、賞状、トロフィーなど）は可とするが、参加賞は不可とする。
通信運搬費		葉書、切手、メール便等
印刷費		プログラム作成費等
保険料	※単独の事業ごとに限る。	

6. 助成額

助成額については、事業実施規模と実施事業の有効性を勘案し、**当該年度の予算の範囲内で助成額を決定する**ものとする。

(1) 助成限度額

実施事業規模	助成限度額
のべ30人未満	50,000円以内
のべ30人以上50人未満	100,000円以内
のべ50人以上80人未満	150,000円以内
のべ80人以上	200,000円以内

※複数回で一つの事業として継続して実施する場合、その一回の事業規模は参加者が原則10名を超えること。また継続事業ということがわかるように、企画書へ明確に記載すること。

なお、参加者人数とは、運営スタッフも含むものとする。

(2) 助成限度額を超える助成が特に必要な場合は、協会の特別承認を得るものとする。

7. 助成金の申請

この事業による助成を希望する団体は、毎年4月末日までに下記の事項の通り必要書類を提出すること。

- ①申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③収支計画書（様式3-①②）
- ④経理担当者（様式4）
- ⑤開催要綱（案）

※事業が複数に渡る際は、様式3-②も併せて提出するものとする。

※各種様式は、当協会から取り寄せるか、東京都障害者スポーツ協会のホームページからダウンロードすることが可能。

※提出期日を厳守とし、期限後の提出は一切受け付けない。

8. 決定通知

この事業の助成は、協会の決定を受けて、申請団体へ5月末日までに通知する。

9. 事業の変更・中止

①事業の変更

事業が変更した場合には、決定した時点で「計画変更承認申請書」を提出すること。（様式5-①）

②事業の中止

事業が中止になった場合には、決定した時点で「取り下げ申請書」を提出すること。（様式5-②）

10. 事業報告

申請団体は、原則として事業完了後1ヶ月以内に下記の事項の通り必要書類を提出すること。ただし、事業を2月に実施した場合は2月末日までに提出すること。

- ①事業完了報告書（様式6）
- ②実施報告書（様式7）
- ③精算報告書（様式8-①②）
- ④交通費受領書（様式9）
- ⑤領収証添付用紙（様式10）
- ⑥精算請求書（様式11）
- ⑦通帳添付欄（様式12）
- ⑧プログラム・開催要綱等
- ⑨決算書

※報告の際は、適切なところに捺印処理がされているか再度確認をすること。

※領収証等は、領収証添付用紙（様式8）に原本を貼りつけること。また、原本を貼りつけた用紙とその用紙のコピーを両方とも提出すること（原本を貼りつけた用紙は後日返却する）。

※事業が複数に渡る際は、様式8-②も併せて提出するものとする。

※各種様式は、当協会から取り寄せるか、東京都障害者スポーツ協会のホームページからダウンロードすることが可能。

※団体の事業年度の関係で、期限までに提出できない場合は、①～⑧までを期限までにご提出し、⑨は決算終了後2か月以内に追加でご提出ください。

11. 助成金の支払い

申請事業完了後（報告書提出後）の精算払いとする。

12. その他

期日までに事業完了報告が提出されなかった場合は、助成金の支払いができない場合があるので期日までに必ず提出すること。

13. 適用期日

平成30年3月15日改正 改定